定款

社会福祉法人土佐七郷会

社会福祉法人土佐七郷会 定 款

第一章 総 則

(目的)

- 第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。
 - (1)第一種社会福祉事業
 - (イ)障害者支援施設の経営
 - (2)第二種社会福祉事業
 - (イ)障害福祉サービス事業の経営
 - (ロ)相談支援事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人土佐七郷会という。

(経営の原則)

- 第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。
- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を高知県幡多郡黒潮町加持33番地に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上8名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員 選任・解任委員会において行う。
- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、職員1名、外部2名の合計4名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び 不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

- 第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結までとし、再任は妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した 評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は退任した後 も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が500,000円を越えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第三章 評議員会

(構成)

- 第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。
- 2 評議員会に議長を置く。
- 3 議長は、その都度評議員の互選で定める。

(権限)

- 第10条 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額

- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

- 第13条 評議員会の決議は、決議について特別な利害関係を有する評議員を除く評議 員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別な利害関係を有する評議 員を除く評議員の3分の2以上に当る多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の議決 を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を 上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達 するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員の全員が書面又は電磁的記録により 同意の意思表示をしたとき、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに 署名又は記名押印する。

第四章 役員及び職員

(役員の定数)

- 第15条 この法人には、次の役員を置く。
 - (1) 理事 6名以上7名以内
 - (2) 監事 2名以上
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1名を専務理事とする。
- 4 前項の専務理事をもって同法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第17条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務 を執行し、専務理事は、理事会において別に定めることにより、この法人の業務を分 担執行する。
- 3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、職務執行の状況を理事会 に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第18条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令に定めるところにより、監査報告書 を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び 財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

- 第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のも のに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任は妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任による退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事とし

ての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって 解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議 員会において定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬額等として支給 することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、 理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 顧 問

(顧問)

- 第23条 この法人には顧問を若干名おくことができる。
- 2 顧問は理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は理事長の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。

第六章 役員等の損害賠償責任の免除

(責任の免除)

第24条 理事、監事が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の22の2において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(責任限定契約

第25条 理事(理事長、専務理事、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。)監事(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、社会福祉法第45条の22の2において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項第2号で定める額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第七章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第27条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるもの については理事長が専決し、これを理事会に報告する。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

- 第28条 理事会は、理事長が招集する。
 - 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

- 第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過 半数が出席し、その過半数をもって行う。
 - 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
 - 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第八章 資産及び会計

(資産の区分)

- 第31条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。
 - 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
 - (1) 建物
 - ① 高知県幡多郡黒潮町加持字ハリメキ33番地所在の鉄骨造コンクリート瓦葺 2階建大方誠心園々舎 3,131.60㎡外8棟(4,222.63㎡)
 - イ. 鉄骨造コンクリート瓦葺2階建

- $3, 131.60 \,\mathrm{m}^2$
- ロ. 黒潮町加持字ハリメキ33番地付属建物、鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建 事務所等 340.50㎡
- ハ. 黒潮町加持字ハリメキ33番地付属建物、軽量鉄骨造鋼板ぶき平屋建養護所 107.79㎡
- ニ. 黒潮町加持字ハリメキ33番地付属建物、軽量鉄骨造ビニール板ぶき平屋建作業所 13.60㎡
- ホ. 黒潮町加持字ハリメキ33番地付属建物、軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平 屋建物置 21.10㎡
- へ. 黒潮町奥湊川字森ノ下2235番地所在の鉄骨造鋼板葺平屋建 大方誠心園作業棟 198.04㎡
- ト. 黒潮町奥湊川字森ノ下2235番地附属建物、鉄骨造鋼板葺平屋建作業棟 120.00㎡
- チ. 黒潮町奥湊川字森ノ下2235番地附属建物、鉄骨造鋼板ぶき平屋建作業棟48.00㎡
- リ. 黒潮町浮鞭字ヤモウヂ山3635番地2所在の鉄骨造合板メッキ鋼板ぶき平屋建342.00㎡
- ② 高知県幡多郡黒潮町田野浦字沢ノ久保518番地所在の鉄骨造合板メッキ鋼板ぶき2階建大方生華園々舎 1,741.56㎡外9棟(4,265.87㎡)
 - イ. 鉄骨造合板メッキ鋼板ぶき2階建

1. 741. 56 m²

ロ. 鉄骨造スレート葺 2階建

202.86 m²

ハ. 鉄骨造スレート葺 平屋建

 $66.47 \,\mathrm{m}^2$

ニ. 鉄筋コンクリート・木造瓦葺2階建

 $169.02 \, \text{m}^2$

ホ. 鉄骨造スレート葺 2階建

174.85 m²

へ. 鉄骨造鋼板葺 2階建

120.72 m²

ト. 木造鋼板ぶき2階建

182. 18 m²

チ. 鉄骨造合板メッキ鋼板ぶき平屋建

98.01 m²

リ. 鉄骨造合板メッキ鋼板ぶき2階建大方生華園々舎 1.487.70㎡ ヌ. 鉄骨コンクリート造コンクリート屋根平屋 $2.2.50 \,\mathrm{m}^2$ ③ 高知県幡多郡黒潮町入野字井ノ谷山5191番地22所在の木造鋼板ぶき平 屋建 ケアホーム「にしきの」外1棟 (770.58㎡) イ. 木造鋼板ぶき 平屋建 154.58 m² ロ. 鉄骨造合板メッキ鋼板ぶき2階建 6 1 6. 0 0 m² ④ 高知県幡多郡黒潮町浮鞭字ヤモウヂ山3635番地2所在の木造鋼板ぶき平 屋建 ケアホーム「こそで」(154.58㎡) イ. 木造鋼板ぶき 平屋建 $154.58 \,\mathrm{m}^2$ (2) 十 地 ① 高知県幡多郡黒潮町奥湊川字森ノ下2243番1外5筆所在の「生活介護事 業所みなとがわ」敷地他 (5, 796. 70㎡) イ. 2243 番 1 $314.46 \,\mathrm{m}^2$ 口 2 2 4 4 " 1 1, 852.00 m² ハ. モリダバ 2012 〃 $1.407.00 \,\mathrm{m}^2$ 二. 森ノ下 2242 " 1 262. 24 m² ホ. " 2 2 3 5 " $1, 856. 00 \,\mathrm{m}^2$ 2237 " $105.00 \,\mathrm{m}^2$ ② 高知県幡多郡黒潮町加持字33番地外7筆所在の障害者支援施設大方誠心園 敷地他 (8, 320. 59 m²) 1. 33番 $3, 478.00 \,\mathrm{m}^2$ 口. 30 "2 $212.00 \,\mathrm{m}^2$ ハ. 加持字池田14 " 2 86.00 m² 二. " 16 "3 $19.00 \,\mathrm{m}^2$ " ホ. 18 " 3 $1.1.00 \,\mathrm{m}^2$ へ. 浮鞭字ヤモウヂ山3638 " 1 $991.00 \,\mathrm{m}^2$ 卜. IJ 3638 " 2 $1, 289. 00 \,\mathrm{m}^2$ チ. IJ 3635 番 2 $2, 234.59 \,\mathrm{m}^2$ ③ 高知県幡多郡黒潮町田野浦字沢ノ久保520番外10筆所在の障害者支援施 設大方生華園敷地他 (8, 374.12 m²) イ. 520 番 2 $73.00 \, \text{m}^2$ ロ. 524 *川* 2, 117, 13 m²

 $340.00 \, \text{m}^2$

 $706.00 \,\mathrm{m}^2$

159.00 m²

ハ. 518 "

二. 519 "

ホ. 520 " 1

田野浦字塩入3493 " $132.00 \,\mathrm{m}^2$ h. 5 3 0 " 1 $72.00\,\mathrm{m}^2$ チ. 5 2 3 " 1 $545.00 \,\mathrm{m}^2$ IJ. 田野浦字三拾田上切531 " 1 $499.00 \,\mathrm{m}^2$ 田野浦字塩入3495 ″ ヌ $348.00 \,\mathrm{m}^2$ 出口字上ミダバ 4 " 3, 382. 99 m²

- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

- 第32条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、高知県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号掲げる場合は、高知県知事の承認は必要としない。
 - (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
 - (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

- 第33条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
 - 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は 確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

- 第34条 この法人の事業計画書、収支予算書類については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
 - 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え 置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の 書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1)事業報告
- (2)事業報告の附属明細書
- (3)貸借対照表
- (4)収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5)貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6)財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監查報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第36条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第37条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、 理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第38条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄を しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第九章 解散

(解散)

第39条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から6号までの解 散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議

員会の決議を得て、社会福祉法人に帰属する。

第十章 定款の変更

(定款の変更)

- 第41条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、高知県知事の 認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係 るものを除く。)を受けなければならない。
 - 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を高知県知事に届け出なければならない。

第十一章 公告の方法その他

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、社会福祉法人土佐七郷会の掲示板に掲示するとともに、 官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第43条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 佐々木 武雄 理 事 田辺 幾弘 理 事 松田 卓 理 事 金子 忠雄 理 事 柿内 敏子 理 事 三郎 酒井 理 事 野村 卓一

- 2 評議員会設置当初にあっては、評議員の任期を平成15年5月30日から平成17 年3月31日までとする。
- 3 平成27年6月25日付けの定款変更の認可申請に伴い増員された理事1名・評議

員2名の任期は、定款第7条第1項、第18条第1項の規程にかかわらず認可後から 平成29年3月31日までとする。

4 この定款は平成29年4月1日から施行する。